

# 草津市公報

発行日 令和2年8月1日  
 (毎月1・15日発行)  
 発行番号 第 14 号  
 発行所 草津市役所  
 草津市草津三丁目13番30号  
 電話番号(代)077-563-1234

## 目次

### ◎ 規 則

草津市公印規則の一部を改正する規則（総務課）……………2  
 草津市教育・保育の給付認定に関する規則の一部を改正する規則（幼児課）……………2  
 草津市立子育て支援拠点施設条例施行規則（子育て相談センター）……………4

### ◎ 告 示

国土調査の実施について（土木管理課）……………5  
 指定管理者の指定について（交通政策課）……………5  
 草津市議会臨時会の招集について（総務課）……………6  
 草津市子育てサークル活動支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱（子育て相談センター）……………6  
 公示送達について（税務課）……………6  
 公示送達について（税務課）……………7  
 公示送達について（税務課）……………8  
 草津市農業委員会総会の招集について（農業委員会事務局）……………8  
 生活保護法第54条に基づく居宅介護担当機関の所在地変更の届出について（生活支援課）……………9  
 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等および特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく居宅介護担当機関の所在地変更の届出について（生活支援課）……………9  
 生活保護法第54条に基づく居宅介護担当機関の名称および所在地変更の届出について（生活支援課）……………10  
 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等および特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく居宅介護担当機関の名称および所在地変更の届出について（生活支援課）……………11  
 生活保護法第54条に基づく居宅介護担当機関の開設者氏名変更の届出について（生活支援課）……………11  
 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等および特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく居宅介護担当機関の開設者氏名変更の届出について（生活支援課）……………12

### ◎ 公 告

条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）……………13  
 条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）……………15  
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）……………18  
 草津市有財産売却処分一般競争入札公告（総務課）……………19  
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）……………22  
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）……………23

◎ 教育委員会告示

史跡草津宿本陣耐震対策懇話会開催要綱（歴史文化財課） .....	23
史跡芦浦観音寺跡整備懇話会開催要綱（歴史文化財課） .....	24

# 規 則

草津市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月6日

草津市長 橋川 渉

## 草津市規則第63号

草津市公印規則の一部を改正する規則

草津市公印規則（昭和52年草津市規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1一般公印の表20の項個数の欄中「1」を「2」に、同項管守者の欄中「健康福祉政策課長」を「生活支援課長、障害福祉課長」に改める。

別表第1専用公印の表5の項中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード、住民基本台帳カード」に改め、「裏面」を削る。

### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和2年7月6日掲示済み）

草津市教育・保育の給付認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月9日

草津市長 橋川 渉

## 草津市規則第64号

草津市教育・保育の給付認定に関する規則の一部を改正する規則

草津市教育・保育の給付認定に関する規則（平成26年草津市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、教育・保育給付認定決定（変更）通知書」を「、教育・保育給付認定決定通知書」に改め、同条第5項を削る。

第5条中「、教育・保育給付認定変更申請書兼現況届兼児童台帳（別記様式第6号）」を「、教育・保育給付認定現況届兼児童台帳（別記様式第5号）」に改める。

第6条第1項中「、教育・保育給付認定変更申請書

兼現況届兼児童台帳」を「、教育・保育給付認定変更申請書兼児童台帳」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同時に法第22条の規定による届出を行う場合は、この限りではない。

第6条第3項中「（別記様式第8号）」を「（別記様式第9号）」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「（別記様式第7号）」を「（別記様式第8号）」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 法第23条第3項において準用する法第20条第4項前段の規定による通知は、教育・保育給付認定変更通知書（別記様式第7号）によるものとする。

第7条中「（別記様式第9号）」を「（別記様式第10号）」に改める。

第8条第2項中「（別記様式第10号）」を「（別記様式第11号）」に改める。

別記様式第2号中「教育・保育給付認定決定（変更）通知書」を「教育・保育給付認定決定通知書」に改め、「（変更）」を削る。

別記様式第5号および別記様式第6号を次のように改める。

様式第5号（新）(多欄用)

### 教育・保育給付認定現況届 兼 児童台帳

【届出にあたってご確認ください(事項)】

- ※ 申請書に提出する写真等は、令和2年7月1日現在の写真とし、顔回りの中心が写り、目、鼻、口、両頬が写るよう撮影してください。
- ※ 申請書に提出する写真等は、顔回りの中心が写り、目、鼻、口、両頬が写るよう撮影してください。
- ※ 申請書に提出する写真等は、顔回りの中心が写り、目、鼻、口、両頬が写るよう撮影してください。
- ※ 申請書に提出する写真等は、顔回りの中心が写り、目、鼻、口、両頬が写るよう撮影してください。
- ※ 申請書に提出する写真等は、顔回りの中心が写り、目、鼻、口、両頬が写るよう撮影してください。

1. 指定子どもについて			届出日	年	月	日
あひだな 子ども氏名	生年月日	年4月1日 現在の年齢				
個人番号	〒	市	区	町	番	号
利用施設名						

2. 届出者(保護者)について		
あひだな 保護者氏名	連絡先 現住所	

3. 世帯状況について ※家族は主計が同一の世帯(別居世帯)および同居人(別居世帯)を指します。						
世帯状況 (同居世帯)	あひだな 氏名	世帯 主計の 氏名	生年月日	携帯電話番号 (別居世帯のみ)	勤務先または 学校名等	備考 (別居世帯は 氏名を別記入)
	個人番号					※世帯主等
	個人番号					※世帯主等
	個人番号					※世帯主等
	個人番号					※世帯主等
世帯状況の変更有無 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ※別居、数日・毎月届付認定申請内容変更届の届出が必要。						

4. 届出時々の現況		届出が必要の理由
母	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別 二子以上 二子以上</li> <li>障害児 二子以上 二子以上</li> <li>その他 二子以上 二子以上</li> </ul>
父	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別 二子以上 二子以上</li> <li>障害児 二子以上 二子以上</li> <li>その他 二子以上 二子以上</li> </ul>

保育が必要な理由(具体的な状況)

保育が必要な理由(具体的な状況)の申請書フォーム。性別、年齢、保護者の状況、子どもの状況、保育の必要性の理由などを記入する欄。

保育が必要な理由(具体的な状況)

保育が必要な理由(具体的な状況)の申請書フォーム。性別、年齢、保護者の状況、子どもの状況、保育の必要性の理由などを記入する欄。

別記様式第6号(第6条第1項関係)

教育・保育給付認定変更申請書 児童台帳

申請書提出先

申請にあたって留意していただく事項。申請書の提出方法、変更の理由、申請書の提出時期に関する注意事項。

1. 申請子どもについて。子どもの氏名、生年月日、現在の年齢、性別、利用施設名を記入する欄。

2. 申請書(保護者)について。保護者の氏名、住所、電話番号を記入する欄。

3. 世帯状況について。世帯員の名簿を作成する欄。氏名、年齢、性別、職業、住所などを記入する。

4. 変更内容。変更希望月、変更する項目、保育が必要な理由、保育料負担額などを記入する欄。

別記様式第8号を削る。

別記様式第7号中「(第6条第2項関係)」を「(第6条第3項関係)」に改め、同様式を別記様式第8号とし、別記様式第6号の次に次の1様式を加える。

様式第7号(第6条第3項関係)

教育・保育給付認定変更通知書

申請の年月日、教育・保育給付認定の内容、変更の有無、変更の理由。

通知書の表形式。認定番号、氏名、住所、生年月日、保育認定事由、保育料負担額などを記載する欄。

1. この通知書は、申請書の提出後、申請内容が変更された場合、変更の有無、変更の理由、変更の時期に関する事項を通知するものである。

別記様式第10号を削る。

別記様式第9号を別記様式第10号とし、別記様式第8号の次に次の1様式を加える。

様式第9号(第6条第4項関係)

教育・保育給付認定申請内容変更届

【届出にあたって読んでいただく事項】
1. 申し込み者(以下「本人」という。)第16条の規定に基づき、教育・保育給付認定申請書の提出義務を負っていること。
2. 申請内容の変更は変更届を提出し、必要に応じて資料を提出する必要があること。
3. 申請内容の変更は、申請内容変更届を提出し、必要に応じて資料を提出すること。
4. 申請内容の変更は、申請内容変更届を提出し、必要に応じて資料を提出すること。
5. 申請内容の変更は、申請内容変更届を提出し、必要に応じて資料を提出すること。

1. 認定子どもについて
届出日: 年 月 日
ありがな 子ども氏名:
生年月日: 年 月 日
認定年月日: 年 月 日
個人番号:
利用施設名:

2. 届出者(保護者)について
届出日: 年 月 日
ありがな 保護者氏名:
生年月日: 年 月 日
認定子どもとの続柄:
現住所:
届出先:
個人番号:

3. 変更内容
届出項目 変更前 変更後
認定後継者 (ありがな) 認定子どもとの続柄 (ありがな) 認定子どもとの続柄
住所 届出者住所と同じ
連絡先 届出者連絡先と同じ
世帯状況: 義両親、[4. 世帯状況について]に詳細を記載ください。

4. 世帯状況について
変更理由
世帯員の増加: 出生、同居、祖父母と同居、その他の同居、その他
世帯員の減少: 離婚、死亡、離婚調停中、離婚調停に係る通知の写し、離婚、児童扶養手当受給認定、母子保護施設受給届、その他
認定子どもの氏名(認定子どもを複数)
変更前: ありがな氏名, 認定子どもとの続柄, 生年月日
変更後: ありがな氏名, 認定子どもとの続柄, 生年月日
個人番号

別記様式に次の1様式を加える。

様式第11号(第8条第2項関係)

支給認定再交付申請書

草津市長 宛

次のとおり、支給認定書の再交付について、申請します。

1. 申請子どもについて
届出日: 年 月 日
ありがな 子ども氏名:
生年月日: 年 月 日
認定年月日: 年 月 日
個人番号:
利用施設名:

2. 申請者(保護者)について
届出日: 年 月 日
ありがな 保護者氏名:
連絡先:
現住所:
個人番号:

3. 申請理由について
申請の理由: 再交付(喪失・破損・汚損)その他( )
支給認定書の交付の有無: あり( ) なし( )

※破損、汚損、喪失による支給認定書の再交付が可能な場合、申請書に添付してください。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。(様式の経過措置)
2 この規則の施行の際現にある改正前の草津市教育・保育の給付認定に関する規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

(令和2年7月9日揭示済み)

草津市立子育て支援拠点施設条例施行規則をここに公布する。

令和2年7月9日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第65号

草津市立子育て支援拠点施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市立子育て支援拠点施設条例(令和2年草津市条例第29号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 拠点施設の開館時間は午前9時から午後5時

までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 拠点施設の開館日は、次の各号に掲げる拠点施設の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 草津市立北部子育て支援拠点施設 次に掲げる日

ア 火曜日

イ 12月29日から翌年1月3日までの日

ウ 毎月最終の水曜日（前号に該当する日を除く。）

(2) 草津市立南部子育て支援拠点施設 次に掲げる日

ア 月曜日

イ 12月29日から翌年1月3日までの日

ウ 毎月最終の木曜日（前号に該当する日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、休館日に開館し、または臨時に休館することができる。

(遵守事項)

第4条 拠点施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可を受けないで、物品を販売し、展示し、またはポスター等の貼付をしないこと。

(2) 危険物を持ち込まないことおよびみだりに火気を使用しないこと。

(3) 所定の場所以外において喫煙し、飲食をしないこと。

(4) 収容人員は、利用部分に収容できる定数の範囲内とすること。

(5) 他の利用者等に迷惑のなるような行為をしないこと。

(6) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(入館の制限)

第5条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、または退館させることができる。

(1) 公安または風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設または付属設備等を破損するおそれがあるとき。

(3) 施設の利用目的に反するおそれがあるとき。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

(令和2年7月9日揭示済み)

## 告 示

草津市告示第222号

国土調査の実施について

国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定に基づき、令和2年度の国土調査の実施について告示する。

令和2年7月2日

草津市長 橋 川 涉

1 事業計画が定められた年月日

令和2年5月26日

2 調査を実施する者の名称

草津市

3 調査地域

草津市草津二丁目 地先

4 調査期間

令和2年7月2日から令和3年3月31日まで

(令和2年7月2日揭示済み)

草津市告示第223号

指定管理者の指定について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第7条第1項の規定により、次の者を指定管理者に指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和2年7月2日

草津市長 橋 川 涉



- 1 公の施設
  - 名称 草津市立草津駅前地下駐車場
  - 所在地 草津市渋川一丁目、大路一丁目、西大路町および西渋川一丁目
- 2 指定管理者
  - 名称 大五産業株式会社
  - 住所 草津市若竹町9番24号
  - 代表者名 代表取締役 樫田 五雄
- 3 指定期間
  - 令和2年8月1日から令和8年3月31日まで

(令和2年7月2日揭示済み)

草津市告示第224号

草津市議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年7月3日

草津市長 橋川 渉

- 1 期日 令和2年7月10日
- 2 場所 草津市議会議場
- 3 付議事件
  - (1) 契約の締結につき議決を求めることについて
  - (2) 契約の締結につき議決を求めることについて
  - (3) 契約の締結につき議決を求めることについて
  - (4) 財産の取得につき議決を求めることについて
  - (5) 財産の取得につき議決を求めることについて

(令和2年7月3日揭示済み)

草津市告示第225号

草津市子育てサークル活動支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年7月7日

草津市長 橋川 渉

草津市子育てサークル活動支援補助金交付要綱

の一部を改正する要綱

草津市子育てサークル活動支援補助金交付要綱（平成22年草津市告示第50号）の一部を次のように改正する。

付則に次の3項を加える。

（令和2年度における補助金の特例）

- 3 令和2年度分の補助金に限り、第2条の規定の適用については、同条中「3分の1」とあるのは「6分の1（サークル構成員の6分の1に相当する組数が4組を下回る場合にあっては、4組）」とし、「10回以上」とあるのは「5回以上」とする。
- 4 令和2年度分の補助金に限り、補助金の額は、第4条の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

年間のサークル活動回数	補助金の額
5回以上9回以下	補助対象経費の額とし、年間1万2千5百円を上限とする。
10回以上14回以下	補助対象経費の額とし、年間2万5千円を上限とする。
15回以上19回以下	補助対象経費の額とし、年間3万7千5百円を上限とする。
20回以上	補助対象経費の額とし、年間5万円を上限とする。

- 5 令和2年度分の補助金に限り、第5条の規定の適用については、同条中「5月31日」とあるのは「8月6日」とする。

付則

この要綱は、令和2年7月7日から施行し、改正後の草津市子育てサークル活動支援補助金交付要綱の規定は、令和2年度分の補助金について適用する。

(令和2年7月7日揭示済み)

草津市告示第226号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管して

おり、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年7月10日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

令和2年度 固定資産税・都市計画税納税通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和2年7月17日に送達

があったものとみなす。

令和2年度固定資産税・都市計画税納税通知書

Table with 3 columns: No., Name, Address. Lists 15 recipients for tax notices.

(令和2年7月10日揭示済み)

草津市告示第227号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年7月10日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

国民健康保険税更正・決定通知書
国民健康保険税当初納税通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和2年7月17日に送達

があったものとみなす。

Table with 3 columns: No., Name, Address. Lists 22 recipients for health insurance tax notices.



28	WANG, JIHLIEH H. 王 建輝	〒200-8501 東京都千代田区千代田1-2-1011 1011ビル 1011号01011	3	3
29	WANG, YUN 王 雲	〒200-8501 東京都千代田区千代田1-2-1011 1011ビル 1011号01011	3	3
30	WANG, YUN 王 雲	〒200-8501 東京都千代田区千代田1-2-1011 1011ビル 1011号01011	3	3
31	WANG, YUN 王 雲	〒200-8501 東京都千代田区千代田1-2-1011 1011ビル 1011号01011	3	3
32	WANG, YUN 王 雲	〒200-8501 東京都千代田区千代田1-2-1011 1011ビル 1011号01011	3	3
33	WANG, YUN 王 雲	〒200-8501 東京都千代田区千代田1-2-1011 1011ビル 1011号01011	3	3
34	WANG, YUN 王 雲	〒200-8501 東京都千代田区千代田1-2-1011 1011ビル 1011号01011	3	3
35	WANG, YUN 王 雲	〒200-8501 東京都千代田区千代田1-2-1011 1011ビル 1011号01011	3	3
36	WANG, YUN 王 雲	〒200-8501 東京都千代田区千代田1-2-1011 1011ビル 1011号01011	3	3
37	WANG, YUN 王 雲	〒200-8501 東京都千代田区千代田1-2-1011 1011ビル 1011号01011	3	3
38	WANG, YUN 王 雲	〒200-8501 東京都千代田区千代田1-2-1011 1011ビル 1011号01011	3	3
39	WANG, YUN 王 雲	〒200-8501 東京都千代田区千代田1-2-1011 1011ビル 1011号01011	3	3
40	WANG, YUN 王 雲	〒200-8501 東京都千代田区千代田1-2-1011 1011ビル 1011号01011	3	3
41	WANG, YUN 王 雲	〒200-8501 東京都千代田区千代田1-2-1011 1011ビル 1011号01011	3	3
42	WANG, YUN 王 雲	〒200-8501 東京都千代田区千代田1-2-1011 1011ビル 1011号01011	3	3
43	WANG, YUN 王 雲	〒200-8501 東京都千代田区千代田1-2-1011 1011ビル 1011号01011	3	3
44	WANG, YUN 王 雲	〒200-8501 東京都千代田区千代田1-2-1011 1011ビル 1011号01011	3	3
45	WANG, YUN 王 雲	〒200-8501 東京都千代田区千代田1-2-1011 1011ビル 1011号01011	3	3
46	WANG, YUN 王 雲	〒200-8501 東京都千代田区千代田1-2-1011 1011ビル 1011号01011	3	3
47	WANG, YUN 王 雲	〒200-8501 東京都千代田区千代田1-2-1011 1011ビル 1011号01011	3	3
48	WANG, YUN 王 雲	〒200-8501 東京都千代田区千代田1-2-1011 1011ビル 1011号01011	3	3
49	WANG, YUN 王 雲	〒200-8501 東京都千代田区千代田1-2-1011 1011ビル 1011号01011	3	3
50	WANG, YUN 王 雲	〒200-8501 東京都千代田区千代田1-2-1011 1011ビル 1011号01011	3	3

(令和2年7月10日揭示済み)

草津市告示第228号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年7月10日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

令和2年度 軽自動車税（種別割）納税通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和2年7月17日に送達があったものとみなす。

送達すべき者の氏名	住所	調査年度	年度分
1 橋川 渉	〒200-8501 東京都千代田区千代田1-2-1011 1011ビル 1011号01011	R2	R2
2 吉井 聡	〒200-8501 東京都千代田区千代田1-2-1011 1011ビル 1011号01011	R2	R2
3 坂内 孝三	〒200-8501 東京都千代田区千代田1-2-1011 1011ビル 1011号01011	R2	R2
4 甲斐 孝	〒200-8501 東京都千代田区千代田1-2-1011 1011ビル 1011号01011	R2	R2
5 矢野 清次	〒200-8501 東京都千代田区千代田1-2-1011 1011ビル 1011号01011	R2	R2
6 佐藤 光	〒200-8501 東京都千代田区千代田1-2-1011 1011ビル 1011号01011	R2	R2

(令和2年7月10日揭示済み)

草津市告示第229号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和2年7月13日

草津市長 橋川 渉

1 期日

令和2年7月20日（月）就任式終了後

2 場所

草津市役所 4階 行政委員会室

- 3 付議案件
- 1 会長の選出について
  - 2 副会長の選出について
  - 3 草津市農地利用最適化推進委員の委嘱につき、議決を求めることについて

(令和2年7月13日掲示済み)

草津市告示第230号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき介護支援給付のための居宅介護担当機関（介護予防担当機関）として指定したもののうち、次のものから主たる事務所の所在地変更の届出があったので同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年7月15日

草津市長 橋 川 渉

	指定に係る事業所等の名称	指定に係る事業所等の所在地	開設者氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	変更年月日
旧	社会福祉法人よつば会特別養護老人ホームやわらぎ苑	草津市南草津二丁目2-2	社会福祉法人よつば会 理事長 中森 寛	草津市南笠町891	介護老人福祉施設・短期入所生活介護	令和2年4月1日
新		草津市南笠町891				

(令和2年7月15日掲示済み)

草津市告示第231号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、法による介護支援給付のための居宅介護担当機関（介護予防担当機関）として指定し

たもののうち、次のものから主たる事務所の所在地変更の届出があったので生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年7月15日

草津市長 橋川 渉

	指定に係る事業所等の名称	指定に係る事業所等の所在地	開設者氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	変更年月日
旧	社会福祉法人よつば会特別養護老人ホームやわらぎ苑	草津市南草津二丁目2-2	社会福祉法人よつば会 理事長 中森 寛	草津市南笠町891	介護老人福祉施設・短期入所生活介護	令和2年 4月1日
新		草津市南笠町891				

(令和2年7月15日揭示済み)

草津市告示第232号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき介護支援給付のための居宅介護担当機関（介護予防担当機関）として指定したもののうち、次のものから主たる事務所の名称および所在地変更の届出があったので同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年7月15日

草津市長 橋川 渉

	指定に係る事業所等の名称	指定に係る事業所等の所在地	開設者氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	変更年月日
旧	地域密着型介護老人福祉施設のじのさと	草津市南草津二丁目2-2	社会福祉法人よつば会 理事長 中森 寛	草津市南笠町905	地域密着型介護老人福祉施設	令和2年 4月1日
新	特別養護老人ホームしあわせ	草津市南笠町905				

(令和2年7月15日揭示済み)

草津市告示第233号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、法による介護支援給付のための居宅介護担当機関（介護予防担当機関）として指定したもののうち、次のものから主たる事務所の名称および所在地変更の届出があったので生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年7月15日

草津市長 橋 川 涉

	指定に係る事業所等の名称	指定に係る事業所等の所在地	開設者氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	変更年月日
旧	地域密着型介護老人福祉施設のじのさと	草津市南草津二丁目2-2	社会福祉法人よつば会 理事長 中森 寛	草津市南笠町905	地域密着型介護老人福祉施設	令和2年4月1日
新	特別養護老人ホームしあわせ	草津市南笠町905				

(令和2年7月15日揭示済み)

草津市告示第234号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき介護支援給付のための居宅介護担当機関（介護予防担当機関）として指定したもののうち、次のものから開設者氏名変更の届出があったので同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年7月15日

草津市長 橋 川 涉

	指定に係る事業所等の名称	指定に係る事業所等の所在地	開設者氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	変更年月日
旧	パナソニック エイジフリーケア センター 草津野村・小規模 多機能	草津市野村一丁目 24番10号	パナソニック エイジフリー 株式会社 代表取締役 森本 素子	大阪府門真 市大字門真 1048番地	介護予防小規模多機能型居 宅介護	令和2年 4月1日
新			パナソニック エイジフリー 株式会社 代表取締役 坂口 哲也			

(令和2年7月15日揭示済み)

草津市告示第235号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、法による介護支援給付のための居宅介護担当機関（介護予防担当機関）として指定したもののうち、次のものから開設者氏名変更の届出があったので生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年7月15日

草津市長 橋 川 渉

	指定に係る事業所等の名称	指定に係る事業所等の所在地	開設者氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	変更年月日
旧	パナソニック エイジフリーケア センター 草津野村・小規模 多機能	草津市野村一丁目 24番10号	パナソニック エイジフリー 株式会社 代表取締役 森本 素子	大阪府門真 市大字門真 1048番地	介護予防小規模多機能型居 宅介護	令和 2 年 4 月 1 日
新			パナソニック エイジフリー 株式会社 代表取締役 坂口 哲也			

(令和 2 年 7 月 15 日 掲 示 済 み)

## 公 告

### 公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 2 年 7 月 3 日

草津市長 橋 川 渉

#### 1 工事概要等

- (1) 契約番号 5021-037
- (2) 工事名 大津草津線他配水管更新工事
- (3) 工事場所 草津市矢橋町
- (4) 工事概要 開削工 本設管 ダクタイル鋳鉄管  
 φ250mm L=551.7m  
 φ200mm L=4.1m  
 φ150mm L=16.4m  
 φ100mm L=12.3m  
 硬質塩化ビニル管  
 φ150mm L=3.2m  
 φ100mm L=7.2m  
 仮設管 一式  
 既設管撤去 一式
- (5) 工事期間 契約締結日から令和 3 年 3 月 19 日まで

- 2 予定価格 111,570,000円（税抜き）

- 3 最低制限価格 設定する。（事後公表）
- 4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。  
また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。
- 5 入札の参加希望に関する事項
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
  - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
  - (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
  - (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。  
滋賀県近江八幡市桜宮町289番地  
株式会社東伸技術コンサルタント  
なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに



該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）に基づき、令和2年度において水道施設工事部門に登録されている者であること。

(6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和2年度の格付けにおいて、水道施設工事部門のAランクとして格付けされている者であること。

(7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。

ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。

イ 主任技術者は、1級土木施工管理技士の資格を有する者であること。

ウ 主任技術者は、監理技術者（監理技術者資格者証を有している者）とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書を有していること。

エ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者と直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上）雇用関係があること。

## 6 設計図書等の配布

(1) 配布期間 令和2年7月3日午前9時から令和2年7月22日午後5時まで

(2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

## 7 設計図書等に対する質疑

(1) 受付期間 令和2年7月3日午前9時から令和2年7月14日午後5時まで

(2) 受付場所 草津市役所契約検査課

(3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。  
E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp

(4) 様式 別紙様式1を用いること。

(5) 回答日・回答方法 令和2年7月16日午前9時

より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。

なお、回答に対する再質問については受け付けない。

## 8 入札書等の提出

(1) 入札書受付期間 令和2年7月27日午前9時から令和2年7月28日午後5時まで

(2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。

(3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。

(4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合は失格とする。また、再申請は認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式2）

イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評価通知書の写し

ウ 水道施設工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し

エ 主任技術者（監理技術者）の1級土木施工管理技士であることを証明する1級技術検定合格証明書の写し

オ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者資格者証（両面）の写し

カ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者講習修了証の写しまたは監理技術者講習修了証明書（講習修了履歴）の写し

キ 主任技術者（監理技術者）の健康保険被保険者証の写し等雇用者との直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上の）雇用関係が確認できる資料

ク 見積内訳書

(5) 添付ファイルの容量は、2メガバイトまでとする。

## 9 開札

(1) 開札日時 令和2年7月29日午前10時00分から

(2) 開札場所 草津市役所契約検査課

## 10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していること

から、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。

#### 11 積算疑義申立て手続きに関する事項

- (1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。
- (2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。

#### 12 入札の無効

- (1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。
- (2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。
- (3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

#### 13 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

- 14 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。
- 15 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- 16 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）により行う。
- 17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。
- 18 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。
- 19 契約保証金 要 落札金額の10%以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納

付を免除する。

#### 20 その他必要事項

- (1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (2) 共同企業体での参加は認めない。
- (3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。
- (4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。
- (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日以内に契約書を提出しなければならない。
- (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。
- (9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。
- (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

#### 21 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課  
電話 077-561-2307（直通）

（令和2年7月3日揭示済み）

#### 公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基

つき次のとおり公告する。

令和2年7月3日

草津市長 橋 川 渉

## 1 工事概要等

- (1) 契約番号 5021-045  
 (2) 工事名 下物下笠山田線配水管更新工事  
 (3) 工事場所 草津市志那町他  
 (4) 工事概要 開削工 本設管 ダクタイル鋳鉄管  
 $\phi 300\text{mm}$  L=348.7m  
 $\phi 100\text{mm}$  L=1.4m  
 硬質塩化ビニル管  
 $\phi 100\text{mm}$  L=24.5m  
 水管橋 $\phi 300\text{mm}$  L=55.3m  
 仮設管 一式  
 既設管撤去 一式

(5) 工事期間 契約締結日から令和3年3月26日まで

2 予定価格 94,230,000円(税抜き)

3 最低制限価格 設定する。(事後公表)

4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。  
 また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。

## 5 入札の参加希望に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。  
 (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。  
 (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準(平成14年6月1日制定)第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。  
 (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。

滋賀県長浜市川崎町119番地

アーステック株式会社

なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに

該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱(平成13年草津市告示第189号)に基づき、令和2年度において水道施設工事部門に登録されている者であること。

(6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和2年度の格付において、水道施設工事部門のAランクとして格付けされている者であること。

(7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。

ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。

イ 主任技術者は、1級土木施工管理技士の資格を有する者であること。

ウ 主任技術者は、監理技術者(監理技術者資格者証を有している者)とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書を持していること。

エ 主任技術者(監理技術者)は、雇用者と直接かつ恒常的な(入札日において3か月以上)雇用関係があること。

## 6 設計図書等の配布

(1) 配布期間 令和2年7月3日午前9時から令和2年7月27日午後5時まで

(2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

## 7 設計図書等に対する質疑

(1) 受付期間 令和2年7月3日午前9時から令和2年7月14日午後5時まで

(2) 受付場所 草津市役所契約検査課

(3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。

E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp

(4) 様式 別紙様式1を用いること。

(5) 回答日・回答方法 令和2年7月16日午前9時

より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。

なお、回答に対する再質問については受け付けない。

#### 8 入札書等の提出

(1) 入札書受付期間 令和2年7月28日午前9時から令和2年7月29日午後5時まで

(2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。

(3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。

(4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合は失格とする。また、再申請は認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式2）

イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

ウ 水道施設工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し

エ 主任技術者（監理技術者）の1級土木施工管理技士であることを証明する1級技術検定合格証明書の写し

オ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者資格者証（両面）の写し

カ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者講習修了証の写しまたは監理技術者講習修了証明書（講習修了履歴）の写し

キ 主任技術者（監理技術者）の健康保険被保険者証の写し等雇用者との直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上の）雇用関係が確認できる資料

ク 見積内訳書

(5) 添付ファイルの容量は、2メガバイトまでとする。

#### 9 開札

(1) 開札日時 令和2年7月30日午前10時00分から

(2) 開札場所 草津市役所契約検査課

#### 10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。

#### 11 積算疑義申立て手続きに関する事項

(1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。

(2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。

#### 12 入札の無効

(1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。

(2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。

(3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

#### 13 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

14 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。

15 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

16 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）により行う。

17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

18 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

19 契約保証金 要 落札金額の10%以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締

結した場合、契約保証金の納付を免除する。

20 その他必要事項

- (1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (2) 共同企業体での参加は認めない。
- (3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。
- (4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。
- (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日以内に契約書を提出しなければならない。
- (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。
- (9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。
- (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

21 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課  
電話 077-561-2307（直通）

（令和2年7月3日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和2年7月9日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市野路一丁目5番15-503号 アメニティ南草津 川尻 悠貴	草津市野路町字榊差1251番21 外1筆	165.13㎡	令和2.7.9	1486

(令和2年7月9日揭示済み)

## 公 告

## 草津市有財産売却処分一般競争入札公告

市有財産（動産）を一般競争入札により売却処分することについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項および草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年7月9日

草津市長 橋 川 渉

## 1 入札に付する売払物件

物件番号	物件名	メーカー・ 規格	予定価格 (入札保証金)
02030101	ラジカセ (ポータブルステ レオCDシステム)	Panasonic RX-DS11	1,000円 (100円)
02030102	脚付両面黒板 (直接引き取り限定)	コクヨ 黒板部120×90cm	1,000円 (100円)
02030103	小型机 (B) 40台 (直接引き取り限定)	不明 W120×D60×H51cm	20,000円 (2,000円)
02030104	小型机 (C) 4台 (直接引き取り限定)	不明 W120×D75×H51cm	2,000円 (200円)
01050105	小型机 (F) 4台 (直接引き取り限定)	不明 W120×D60×H40cm	4,000円 (400円)

※「予定価格」とは、あらかじめ草津市が定めた最低売却価格をいう。

※「予定価格」には、消費税相当額を含む。

## 2 入札の方法

ヤフー株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）を利用して行い、入札に関する手続きについては、別に定めるインターネット公有財産売却ガイドラインおよび公有財産売却システムに係る規約

等に従って実施する。

## 3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 日本国内で住民登録されている個人または日本国内で法人登記されている法人であること。

(2) 次に掲げるいずれにも該当しない者であること。

ア 5の入札参加仮申込を行う時点において20歳未満の者

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

ウ 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者、法人にあつては、役員等（法人の役員またはその支店もしくは営業所等を代表する者をいう。）が暴力団員に該当する者

エ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第1項もしくは第7条の処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員となっている者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の更正手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の再生手続開始の申立てがなされており、開始の決定を受けるまでの者

カ 公告日から入札期間終了日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準および草津市物品関係指名等停止基準に基づく指名停止の措置期間中である者

キ 入札手続きにかかる日本語を完全に理解でき



ない者（その代理人が入札手続きにかかる日本語を理解できる者である場合を除く。）

ク 日本国内に住民登録（法人の場合は、法人登記）がない者

ケ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第239条第2項の物品に関する事務に従事する草津市職員

コ アからケまでに定める者を入札代理人とする者

(3) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有している者

(4) 草津市が定めるインターネット公有財産売却システムガイドラインならびにヤフー・官公庁オークションに関連する規約およびガイドラインの内容を承諾し、かつ順守できる者

#### 4 入札に関する情報を示す期間および場所

(1) 期間 令和2年7月9日（木）から令和2年9月1日（火）まで

(2) 場所 草津市ホームページ（インターネット公有財産売却ページ）および公有財産売却システム

#### 5 入札参加仮申込

入札参加希望者は令和2年7月15日（水）午後1時から令和2年8月3日（月）午後2時までに公有財産売却システム上で入札参加仮申込などの一連の手続きを行う。

#### 6 入札参加申込の受付

草津市にて、システムに登録された仮申込内容を確認し、入札参加申込（本申込）登録をおこなう。なお、公有財産売却システム上で入札参加仮申込をしていない者は本申込はできない。

※ 代理人による手続き（本人以外の者が本人の委任を受けて本人のために入札等の手続きをすることをいう。参加者が法人の場合で、その従業員が代表者に代わって入札手続き等をする場合を含む。）をする場合、代理人（受任者のことをいう。）は、本人からの委任状（草津市ホームページから印刷した様式）を添付書類とともに提出期限までに草津市へ提出すること。

#### 7 入札保証金

(1) 入札保証金の金額は、『1 入札に付する売却物件』のとおりとする。

(2) 入札保証金の納付は「クレジットカードによる納付」とし、その手続きは公有財産売却システム

上で行うものとする。

(3) 入札保証金には、利息を付さないものとする。

#### 8 売却物件公表の日時および場所

(1) 日時 令和2年7月22日（水）午前10時から午後3時まで

(2) 場所 【小型机以外】

草津市役所本庁舎 地下1階（滋賀県草津市草津三丁目13番30号）

【小型机】

旧草津市立第六保育所 1階（滋賀県草津市大路二丁目11番35号）

(3) その他 前日午後3時までに電話またはメールにより事前予約すること。

#### 9 入札期間、開札の日時、場所および方法

(1) 入札期間 令和2年8月18日（火）午後1時から令和2年8月25日（火）午後1時まで

(2) 場所 公有財産売却システム上

(3) 方法 入札は、公有財産売却システム上で入札価格を登録して行う。なお、この登録は一度のみ行うことができ、一度行った入札について、入札者の都合による取り消しや変更はできない。

持参および郵送による入札書の提出は無効とする。

(4) 開札日時 令和2年8月25日（火）午後2時

(5) 入札確定処理日時 令和2年8月27日（木）午後5時

#### 10 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加資格のない者が行った入札または委任状を提出せずに代理人が行った入札

(2) 予定価格（最低売却価格）に達しない入札

(3) 同一売却物件の入札について2回以上行った入札

(4) その他入札に関する条件に違反した入札

#### 11 契約締結および売買代金支払方法

(1) 落札者は、売買契約書または請書（必要な場合のみ）とともに所定の書類を令和2年9月1日（火）午後5時までに提出するものとする。なお、当該売買契約を締結しないときまたは請書の提出をしないときは、入札保証金は草津市に帰属する。

(2) 契約保証金の額は、入札保証金と同額とし、買受人（落札者）の入札保証金を契約保証金に充当する。

(3) 契約保証金を契約代金の一部に充当するものとし、残金は令和2年9月8日（火）までに一括納入（振込手数料は買受人の負担とする。）する。

(4) 入札に関し不正な行為をし、または入札参加の申込方法に違反したことが判明したときは、入札保証金は草津市に帰属する。また、売買契約が完了している場合は当該契約は解除し、契約保証金は草津市に帰属する。

## 12 落札した売払物件の引渡し等

契約代金の納入を確認した後、次の期限までに現状のまま草津市が指定する場所において直接引き渡す。

なお、引き渡しに関する費用の一切は、全て買受人の負担とする。

(1) 期限 草津市が指定する日時まで

(2) 場所 草津市が指定する場所

(3) その他

ア 引渡しは、契約代金の納付時の現況有姿で行う。

イ 売払物件の取得時期は契約代金の納付があったときであり、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は、買受人が負う。

ウ 一度引き渡された売払物件については、隠れた瑕疵等いかなる理由があっても、市は、責任を負わない。ただし、買受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者である場合は、引渡しの日から1年間は協議に応じる。

エ 一度引き渡された売払物件は、いかなる理由があっても返品、交換はできない。

## 13 契約にあたって付する主な特約

(1) 公序良俗に反する使用の禁止

ア 売払物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団、破壊活動防止法第5条第1項もしくは第7条に規定する処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員のために利用する等公序良俗に反する用途に使用してはならない。

イ 買受人は、売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、アの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定め反する使用をさせてはならない。

ウ 買受人は、イの第三者が売払物件の所有権を移転する場合にも同様にアおよびイの内容を転得者に承継することを書面で義務づけなければならない。

エ 買受人は、売払物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対してアの定め反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止をまぬがれるものではない。

オ 買受人は、エの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびエの内容を遵守させなければならない。

(2) 風俗営業等の禁止

ア 買受人は、契約締結の日から5年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業のために利用する等の用途に使用してはならない。

イ 買受人は、契約締結の日から5年以内に売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、その残存期間についてアの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定め反する使用をさせてはならない。

ウ 買受人は、契約締結の日から5年以内に売払物件を第三者に使用させる場合には、その残存期間について、当該第三者に対してアの規定に反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止を免れるものではない。

エ 買受人は、ウの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびウの内容を遵守させなければならない。

(3) 実地調査等

(1)について、草津市が必要があると認めるときは、実地調査等を行うが、買受人（落札者）およびその後の譲受人等は、当該実態調査について協力義務を持つものとする。

(4) 違約金

買受人は、(1)および(2)の特約に違反したときは売買代金の100分の30、(3)の特約に違反したときは売買代金の100分の10を違約金（1円未満切り捨て）として草津市に支払うものとする。

なお、当該違約金について債務の履行を遅滞し

たときは、支払期限の翌日から履行の日までの間、履行遅滞額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を加算する。

14 その他

- (1) 売買代金完納後の公租公課等が必要な場合は、買受人の負担とする。
- (2) 物件調書等は参考資料とすること。
- (3) 売払物件の写真は、色調などにより現況と相違している可能性があるので注意すること。なお、現況と異なる場合は現況が優先する。
- (4) 公有財産売却システムに不具合が生じた場合、入札を中止することがある。

15 入札および契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号

草津市総務部総務課財産管理係

電話番号 077-561-2305

FAX番号 077-561-2483

メールアドレス somu@city.kusatsu.lg.jp

(令和2年7月9日掲示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和2年7月15日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市馬場二丁目7番7号 アヤハ不動産株式会社 代表取締役 加藤 雄三	草津市草津町字大向1905番12 外3筆	1,815.36㎡	令和2.7.15	1487

(令和2年7月15日揭示済み)

## 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項  
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対  
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証  
を交付した。

令和2年7月15日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
守山市浮気町108番地11 グランシャリオ守山203号 吉田 佳司、吉田 千尋	草津市矢橋町字海田185番5 外1筆	169.16㎡	令和2.7.15	1488

(令和2年7月15日揭示済み)

## 教育委員会告示

草津市教育委員会告示第15号

史跡草津宿本陣耐震対策懇話会開催要綱を次のとお  
り制定する。

令和2年7月7日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

史跡草津宿本陣耐震対策懇話会開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、史跡草津宿本陣耐震対策懇話会  
(以下「懇話会」という。)の開催に必要な事項を  
定め、史跡草津宿本陣耐震対策(以下「耐震対策」  
という。)の検討を行うため、意見を交換すること  
を目的とする。

(懇話会の委員)

第2条 懇話会は、委員9人以内で開催する。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委託する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 史跡草津宿本陣所有者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(役割)

第3条 委員は、次に掲げる事項について意見の交換を行うものとする。

- (1) 耐震対策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

(座長および副座長)

第4条 懇話会に座長および副座長をそれぞれ1人置く。

2 座長および副座長は、委員の互選により定める。

3 座長は、懇話会の進行を行う。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときまたは座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、教育長が招集する。

2 教育長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴取することができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、教育委員会事務局歴史文化財課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月7日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

(令和2年7月7日揭示済み)

草津市教育委員会告示第16号

史跡芦浦観音寺跡整備懇話会開催要綱を次のとおり制定する。

令和2年7月7日

草津市教育委員会

教育長 川那邊 正

史跡芦浦観音寺跡整備懇話会開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、史跡芦浦観音寺跡整備懇話会(以下「懇話会」という。)の開催に必要な事項を定め、史跡芦浦観音寺跡整備事業(以下「整備事業」という。)を行うため、意見を交換することを目的とする。

(懇話会の委員)

第2条 懇話会は、委員8人以内で開催する。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委託する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 史跡芦浦観音寺跡所有者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(役割)

第3条 委員は、次に掲げる事項について意見の交換を行うものとする。

- (1) 整備事業に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

(座長および副座長)

第4条 懇話会に座長および副座長をそれぞれ1人置く。

2 座長および副座長は、委員の互選により定める。

3 座長は、懇話会の進行を行う。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときまたは座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、教育長が招集する。

2 教育長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴取することができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、教育委員会事務局歴史文化

財課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催  
に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年7月7日から施行する。

(令和2年7月7日揭示済み)